

令和2年第3回臨時会

# 西川町議会会議録

令和2年 7月 9日 開会  
令和2年 7月 9日 閉会

西川町議会

## 令和2年西川町議会第3回臨時会会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会諸報告	4
町長あいさつ	4
議案の上程	5
提案理由の説明	5
議案の審議・採決	7
議第42号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第5号)	7
報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	2 2
閉議・閉会の宣告	2 3
署名議員	2 4

## 令和2年西川町議会第3回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年 7月 9日(木)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 町長あいさつ

日程第 5 議案の上程

議第 42号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第5号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 議案の審議・採決

議第 42号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第5号)

日程第 8 報告第 5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

(閉会)

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	健康福祉課長	飯野勇	君
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	土田浩行	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
会計管理者 兼 出納室長 兼 町民税務課長	土田伸	君			
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	事務局長補佐 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

〔開会時刻 午前 9時30分〕

#### 開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより、令和2年西川町議会第3回臨時会を開会します。なお、6番、大江広康議員から、会議規則第2条の規定により、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

---

#### 開議の宣告

古澤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番 荒木俊夫議員、9番 伊藤哲治議員を指名します。

---

#### 会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

## 議会諸報告

古澤議長 日程第 3、議会諸報告を行います。

西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

7 番、佐藤耕二議員。

7 番（佐藤（耕）議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

6 月 29 日に開催されました令和 2 年第 2 回臨時会の報告をいたします。

議第 12 号では、財産（高規格救急自動車 2 台）の取得について、寒河江市大字寒河江字月越 2 番地の 3、山形日産自動車株式会社寒河江店と消費税及び自動車重量税を含み 6,298 万 280 円で契約することが、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議第 13 号では、財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について、山形市銅町一丁目 6 番 59 号、株式会社長谷川ポンプ製作所と消費税及び自動車重量税を含み 7,341 万 8,110 円で契約することが、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

古澤議長 以上で議会諸報告は、終わりました。

---

## 町長あいさつ

古澤議長 日程第 4、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和 2 年第 3 回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全国に出されていた緊急事態宣言は、5 月 25 日に全面解除され、6 月 19 日には感染防止策として自粛が求められておりました都道府県をまたぐ移動やイベント開催が解禁されました。

この間、町といたしましては感染予防に努めながら、町民生活及び町民経済を支援するために、4 月 20 日の令和 2 年第 1 回臨時会において総額 3,643 万 4,000 円、5 月 1 日の第 2

回臨時会では、町民一律 10 万円を給付する特別定額給付金給付事業費 5 億 3,140 万円などを盛り込んだ総額 5 億 6,285 万円、さらに 6 月の第 2 回定例会において総額 3,808 万 2,000 円の新型コロナウイルス感染症関連補正予算をご可決いただき、町民生活及び町民経済の安定に努めているところであります。

特に、町内の宿泊飲食店で 5 月 23 日から 8 月 31 日まで使用できる 3,000 円の商品券につきましては、5 月下旬から 6 月にかけて、週末には対象店にお客さまの行列ができるという、これまで町内では見られなかった光景が見られております。これも町民の皆さんが町内飲食店に寄せる思いやりの表れと考えているところであります。

また、特別定額給付金給付事業につきましては、給付対象の 1,845 世帯のうち、昨日 7 月 8 日のおり込みまでに 99.8%に当たる 1,841 世帯に給付をおこなったところであります。

6 月下旬から町の事業やイベント、会議も正常に戻りつつありますが、7 月に入ってから山形県内で 2 カ月ぶりに感染者が確認されるなど、新型コロナウイルスの治療薬やワクチンが開発されていない中で、第二波、第三波に対する備えが必要であります。今後とも、感染予防、町民生活及び町民経済の支援に全力で取り組んでまいります。

以上を申し上げまして、令和 2 年第 3 回臨時会のあいさつといたします。

古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

---

#### 議案の上程

古澤議長 日程第 5、議案の上程を行います。

議第 42 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 5 号）。

以上、1 議案を上程します。

---

#### 提案理由の説明

古澤議長 日程第 6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第 42 号につきましては、令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,769 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 164 万 5,000 円といたすものであります。

補正の内容は、令和 2 年 6 月 12 日に成立しました国の第 2 次補正予算ならびに 7 月 3 日に成立しました山形県の 6 月補正予算を受けての新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、さらには、新型コロナウイルス感染症に係る町内の地域経済の現状を考慮し、その振興を図るための経費のほか、園芸振興対策事業、観光施設管理整備事業及び月山湖カヌースプリント競技場 1,000m コース竣工式開催の経費に掛かる補正であります。

歳出の主なものから申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正について申し上げます。

第 2 款総務費につきましては、新聞広告を掲載するための広告料 66 万円の追加であります。

第 3 款民生費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業・失業した生活困窮者の方に地域の米をお送りする支援事業費 22 万 3,000 円、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費 8,000 円、計 23 万 1,000 円の追加であります。

第 6 款農業水産業費につきましては、東京都品川区の児童に西山杉積み木を贈呈するための目録購入費 1 万 5,000 円、肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助金 48 万 6,000 円、さくらんぼ緊急価格安定対策事業補助金 52 万円、計 102 万 1,000 円の追加であります。

第 7 款商工費につきましては、山形県信用保証協会信用補完制度保証料補給 89 万 4,000 円、新型コロナ対策宣言店木製プレート購入費 1 万 1,000 円、地酒・地ビール及び地ワインの三酒キャンペーン事業費 541 万 9,000 円、西川町商工業団体等支援事業補助金 100 万円、小規模事業者持続化事業補助金 1,798 万 2,000 円、持続化給付金 1,710 万円、観光協会地域経済変動対策補助金 474 万 5,000 円、計 4,715 万 1,000 円の追加であります。

第 8 款土木費につきましては、住宅建築支援補助金 300 万円の追加であります。

第 10 款教育費につきましては、学校再開に伴う感染症対策、学習機会の保障等の事業費 200 万円の追加であります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額 5,406 万 3,000 円を追加補正するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につきましては、今後さらに町内の動向などを踏まえながら国の地方創生臨時交付金を活用した補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正以外の補正につきまして申し上げます。

第 6 款農林水産業費につきましては、西川町荒廃農地再生利用事業費補助金 80 万 5,000 円の追加であります。

第 7 款商工費につきましては、日暮沢小屋駐車場整備事業費 245 万 6,000 円、観光周知看板製作設置工事請負費 37 万 4,000 円、計 283 万円の追加であります。

第 10 款教育費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場 1,000m コース竣工式開催経費 116 万 3,000 円を既決予算から組み替えるものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策以外に係る経費といたしまして、総額 363 万 5,000 円を追加補正するものであります。

歳入につきまして申し上げますが、歳入につきましては、第 14 款国庫支出金 145 万 2,000 円、第 15 款県支出金 949 万 5,000 円、第 18 款繰入金 4,675 万 1,000 円をそれぞれ追加するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 議案の審議・採決

古澤議長 日程第 7、議案の審議・採決を行います。

議第 42 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 議第 42 号、令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の、議案書の予算書をご覧いただきたいと思います。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,769 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 164 万 5,000 円といたすものであります。

補正予算の主な内容は、提案理由の説明で町長が申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正、並びに園芸振興対策事業、観光施設管理整備事業及び月山湖カヌースプリント競技場 1,000m コース竣工式開催に掛かる補正であります。

はじめに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の 7 ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に、補正内容の説明、並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

7 ページの、第 2 款第 1 項第 1 目、一般管理費につきましては、新聞広告として西村山市町座談会新型コロナウイルス感染症対応の特別記事を掲載するための広告料 66 万円を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 3 款第 1 項第 1 目、社会福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業・失業した生活困窮の方へ、地域の米、銘柄は「はえぬき」であります。一世帯当たり 60 キログラムをお送りするための事業であります。消耗品費は、配送段ボール購入費 4,000 円、支援米購入費 20 万 1,000 円、計 20 万 5,000 円を追加するもので、通信運搬費 1 万 8,000 円は支援米の配送料であります。特定財源につきましては、山形県生活困窮者食の支援事業費補助金 8 万 8,000 円を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 2 目老人福祉費については、補正額の財源内訳の特定財源の、国・県支出金の欄に 6,000 円を計上いたしておりますが、これは次の第 2 項第 1 目児童福祉総務費でご説明を申し上げます、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の県補助金 6,000 円を追加し、職員の時間外勤務手当に充てるものであります。第 2 項第 1 目児童福祉総務費につきましては、ひとり親世帯に原則一世帯当たり 5 万円、第 2 子以降 1 人につき 3 万円を給付する臨時特別給付金事業の通知書等を郵送するための通信運搬費 8,000 円を追加するものであります。特定財源につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金 8,000 円を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。なお、給付金は県から直接該当世帯へ給付されることとなります。第 4 目児童福祉施設費につきましては、補正額の財源内訳の特定財源の国・

県支出金の欄に 40 万円を計上いたしておりますが、これは保育対策総合支援事業費、保育環境改善等事業補助金 40 万円を追加するもので、にしかわ保育園の空間除菌消臭噴霧器及び消毒液の購入費に充てるものであります。

第 6 款第 1 項第 4 目農業振興費につきましては、東京都品川区の児童に西山杉積み木を贈呈するための西山材を活用した目録購入費 1 万 5,000 円を追加するものであります。8 ページをお開きいただきまして、枝肉価格が下落し、独立行政法人農畜産業振興基金の肉用牛肥育経営安定交付金が発動されたことに伴い、肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助金 48 万 6,000 円。西川町大字沼山地内に啓翁桜園地を造成するための西川町荒廃農地再生利用事業費補助金 80 万 5,000 円。さくらんぼ価格が下落した場合の山形県青果物生産出荷安定基金協会の補填嵩上げのための、さくらんぼ緊急価格安定対策事業補助金 52 万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、山形県荒廃農地再生利用事業費補助金 40 万 2,000 円を追加するものであります。この目では、園芸振興対策事業であります、西川町荒廃農地再生利用事業費補助金を除いた経費が新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 7 款第 1 項第 2 目、商工振興費につきましては、新型コロナ対策宣言店木製プレート購入費 1 万 1,000 円。町内産品振興のための地酒・地ビール及び地ワインの三酒キャンペーンチラシ及びポスター印刷製本費 14 万 3,000 円。新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の事業者の方への融資に対応するための山形県信用保証協会信用補完制度保証料補給 89 万 4,000 円。月山フレカポイント 5 倍セール期間を当初の 8 月末日までから、12 月末日までに延長するための、西川町商工業団体等支援事業補助金 100 万円。国が新型コロナウイルス感染症対策として業種ごとに示したガイドラインに沿って新生活様式に対応する費用を対象とする小規模事業者持続化事業補助金 1,798 万 2,000 円。国の持続化給付金の対象外となっている前年比売上減 20%から 50%未満の事業者の方、並びに前年比売上減 50%以上が 2 カ月以上続いている事業者の方を支援するための持続化給付金 1,710 万円。先ほど申し上げました 3 酒キャンペーンの補助として、町内産品振興事業補助金 527 万 6,000 円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、小規模事業者持続化事業補助金に対する山形県新生活様式対応支援事業費補助金 899 万 1,000 円を追加するものであります。この目の全てが新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 3 目観光費につきましては、西川町大字大井沢地内の日暮沢小屋駐車場整備に伴い、整

備用地の立ち木伐採量が増加したことから、立ち木伐採業務委託料 14 万 4,000 円、整備用地が磐梯朝日国立公園の生態系保護地域特別区域のため、掘り起こした立ち木の根、いわゆる抜根を産業廃棄物として処理する必要があることから、整備工事請負 231 万 2,000 円をそれぞれ追加し、月山山菜そば等の P R のための観光周知看板製作設置工事請負費 37 万 4,000 円を追加するものであります。9 ページも合わせてご覧いただきながら、観光協会地域経済変動対策補助金 474 万 5,000 円は、一般社団法人月山朝日観光協会の広告宣伝催事事業費を補助するためのものであります。この目では、日暮沢小屋駐車場整備及び観光周知看板製作設置の観光施設管理整備事業を除いた経費が、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 8 款第 4 項第 2 目、都市計画総務費につきましては、町民生活及び町内の建築等事業者の方を支援するための住宅建築支援補助金 300 万円を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 10 款第 1 項第 2 目、事務局費につきましては、補正額の財源内訳の特定財源の国・県支出金の欄に、5 万 2,000 円を計上いたしておりますが、これは学校保健特別対策事業費補助金 5 万 2,000 円を追加するもので、西川小学校及び西川中学校の児童生徒の感染症対策のためのマスク等の購入支援事業に充てるものであります。

第 2 項第 1 目、学校管理費につきましては、西川小学校の再開に伴う感染症対策、学習機会の保障等に対して国から支援されることに伴い、消耗品費 3 万円。10 ページをお開きいただきまして、大型プロジェクター等の備品購入費 97 万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金 50 万円を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 3 項第 1 目、学校管理費につきましては、西川中学校の再開に伴う感染症対策、学習機会の保障等に対して国から支援されることに伴い、消耗品費 3 万円、長テーブル等の備品購入費 97 万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金 50 万円を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第 4 項第 4 目、社会体育施設費につきましては、西川町ホストタウン推進事業実行委員会負担金で措置しております、月山湖カヌースプリント競技場 1,000m コース竣工式開催の経費について、新型コロナウイルス感染症拡大により、ホストタウン実行委員会を設置できな

いことから、同会負担金 116 万 3,000 円を新聞広告掲載のための広告料 25 万円、竣工式会場のまねきの丘刈払い作業業務委託料 9 万 8,000 円、花火打ち上げ業務委託料 1 万 5,000 円、会場設営業務委託料 80 万円に、それぞれ組み替えるものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策経費が、5,406 万 3,000 円、それ以外の経費が 363 万 5,000 円、合計 5,769 万 8,000 円であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

6 ページ、2 歳入をご覧ください。ただ今、歳出の特定財源でご説明申し上げました各事業の実施に伴い、第 14 款国庫支出金 145 万 2,000 円、第 15 款県支出金 949 万 5,000 円、第 18 款繰入金 4,675 万 1,000 円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、荒木俊夫議員。

1 番（荒木議員） 2 点ほどお聞きしたいと思います。

7 款の商工費第 1 項 2 目の持続化給付金、町独自で行うということで、売上が 20% から 50% 減の方ということでもありますけども、これについて、数値的に予算額が 1,710 万とありますけども、これについてはある程度調査が終わっているのか、該当事業者がどのくらいあるのか、分かれば教えていただきたいということと、町内産品の振興事業補助金、三酒関係ということでもありますけども、具体的にどういった事業をなさるのか、教えていただきたいと思っております。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 荒木議員のご質問 2 点につきまして、ご説明を申し上げます。

まず第 1 点目、持続化給付金 1,710 万円の関係でございます。若干町が考えている内容につきましてご説明を申し上げたいというふうに思いますが、持続化給付金につきましては、国の持続化給付金というふうなことになりますけども、この国の持続化給付金につきましては、新型コロナ感染拡大によりまして特に大きな影響を受けている事業所に対しまして、事業費の継続を下支えしながら再起の糧としていただくため、前年度の売上に対しまして 50% を超える売り上げの減少があった事業者に対しまして、法人 200 万、個人事業主 100 万

円を給付する制度となっております。

本町ではこれまで法人、個人合わせまして 85 の事業主の方が申請され給付を受けられているというような状況になっております。もちろんこの国の給付金を受けられた方々に対しまして、町単独の嵩上げ支援を行っております、法人には 20 万円、個人事業主には 10 万円をそれぞれ支援しているところであります。これまで、法人・個人合わせまして 68 の事業主の方へ支援を行ってきたというふうな状況であります。今回の 1,710 万円の補正につきましては、3 点の考え方を持っております。

1 つとしては、国の給付金に該当しない事業者を支援させていただくもので、前年度との比較で月の売上が 20%以上、50%未満の範囲内で減少した事業所の方に、法人 20 万円、個人事業主に 10 万円を支援させていただきたいというふうなことを、まずひとつとしては考えております。議員ご質問の想定については、なかなかまとまっていない状況でありますけども、基本的には商工会の会員数というふうなところを参考にしながら積算のほうはさせていただいているところであります。

また、2 つ目といたしましては、50%以上の売上減少によりまして、国の持続化と町の嵩上げ支援を受けた事業所が、この制度 12 月まででありますので、12 月までの期間において、再度 50%以上の売上減となった月がある場合、町の更なる嵩上げ支援といたしまして、法人に 20 万円、個人事業主に 10 万円をご支援させていただこうとするものでありまして、これが 2 つ目であります。

3 つ目といたしましては、1 つ目で申し上げましたとおり、20%以上 50%未満の売上減少事業者の方には、町の単独支援を行わせていただきますけども、この事業者が今後 12 月までにおきまして、50%以上の減少となった場合は、国の持続化給付金が申請できることになりまして、国からは、法人であれば 200 万、個人事業者には 100 万円の給付金を受けられることとなりますけども、この場合につきましては、町は嵩上げ支援を行わないで、12 月までの期間に再度 50%以上の売上減となった場合においては、改めて法人 20 万円、個人事業主 10 万円の嵩上げ支援を行うことで、本事業の、全体事業の公平性を保ちながら、本事業を実施してまいりたいというふうに考えております。ですので、具体的なその事業所数につきましては、なかなか調査できないというふうなところもございますので、基本的には商工会の会員数を基にしながら推計をする中での積算というふうにさせていただいているところであります。

第2点目の、三酒の関係であります。町内産品振興事業補助金 527万6,000円でございます。本補助金につきましては、町内産品としての地酒・地ワイン・地ビールを振興することに合わせまして、新型コロナ感染の影響が特に大きい町内の宿泊・飲食店への誘客を推進し、支援するため、8月から9月まで、概ね2カ月間などを想定いたしまして、仮称であります。三酒キャンペーンなどを開催するという、そういった経費を見込ませていただいているところであります。キャンペーンの詳細につきましては、今後詳細詰めさせていただきますが、町内の公募により登録いただいた宿泊飲食店におきまして、3人以上の団体に町内の特産品であります地酒・地ワイン・地ビールの三酒の飲食を伴う飲食、これをした場合に、団体の人数に応じまして上限を設定いたしまして、その三酒飲食分に係る経費につきまして町が支援する制度として実施したいというふうに考えているところであります。

今後、関係する皆さんとの協議も諮ってまいりますけれども、現在のところの具体的な案といたしましては、団体3人から4人の場合につきましては、3,000円を上限に補助をしたい。5人から9人の場合につきましては、5,000円を上限に補助をしたい。10人から14人の場合は1万円を上限、15人以上の場合であれば、1万5,000円を上限に補助することなどを想定いたしまして、予算を計上させていただきました。これにつきましても、なかなかどの程度の利用があるのか、登録店の状況もございますので、積算するのはなかなか難しい形態もございますけれども、平日の場合の状況、それから土日の場合の入れ込みなども想定しながら試算として予算を計上させていただいているというような状況でありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木議員） これは町内に事業所を持っている事業者、法人・個人全てが対象だということでもよろしいわけですね。商工会の会員だけって限らないということでもよろしいですか。一応確認をさせてください。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 持続化給付金のご質問というふうに思いますが、町内に事業所を持つ事業主というようなことございまして、特に商工会という部分については、特に規制をしていないというような状況であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1 番（荒木議員） これからもコロナ対策は続いていくと思いますけれども、ぜひ事業内容を見ながら、町民と一緒に経済対策行っていただくことを要望させていただいて終わります。

古澤議長 他ございませんか。

2 番、佐藤仁議員。

2 番（佐藤（仁）議員） 私からは何点かちょっとお聞きします。

今の三酒まつりの商工観光費ですけれども、西川町にワインと地ビール、日本酒、三酒あるわけですが、日本酒の場合、設楽酒造があって、ほとんどが月山酒造の酒造になっているわけですが、設楽酒造のやつって案外出回っていないわけですが。ふるさと納税なんか見ますと、西川町には月山酒造のやつはほとんどないわけなので、そうした場合に、その設楽酒造と月山酒造の扱い方、寒河江だからいられないということになると、あまり日本酒に関しては消費が少なくなるのかなというふうに思うのですが、そこら辺は検討したのか、これから検討するのか分かりませんが、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

あと、今の持続化給付金のちょっとおさらいをしてちょっともう一度確認をしたいのですが、5 割以上減の方は国から貰って、西川町の嵩上げをやるってようなことだと、今後は、2 カ月続いた場合はまた 20 万、10 万をやる。それに漏れた業者に関しましては、2 割から 5 割未満減でなった方に関しては 20 万と 10 万になる。その業者が 12 月までの間に 5 割を減になった場合は補助をしない。但し、2 カ月間 5 割未満のやつを続けば、また補助をやるという認識で、丸かバツか三角か、二重丸か、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

あと、観光費ですけれども、観光協会、対策補助金ということで、474 万 5,000 円ありますけど、この項目だけちょっと分からないので、何点かの積み上げでなっているのか、もしあれば説明をお願いしたいというふうに思います。

今回の予算に関しては 3 点ですけど、ちょっとトータル的にお聞きしたいのですが、第 1 次補正のときの臨時交付金が町での限度額が 6,360 万円ということだったのですが、今回の 2 次補正で臨時交付金、町分に関して、ちょっと見ますと限度額がふたつの項目に分かれている。都市型と地方型ということで分けてやっているようですが、その限度額が分かれば。基本は確か前回の 3 倍ぐらいあるのです。市町村に関しては 3 倍ぐらい配分が国から示されていますので、今回の交付金の限度額が 2 つ項目あるはずなので、それが分かれば、

分からなければいいです、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 佐藤仁議員からのご質問、3点についてまずはご回答申し上げたいというふうに思います。

まず第1点、仮称でございますが、三酒キャンペーンの関係におきまして、地酒の位置付けというふうなところかというふうに存じます。三酒の振興につきましては、西川町の乾杯条例などもございまして、それを運用したかたちで、同窓会プランなどで乾杯をした場合の三酒につきまして補助するというふうなところも行っているところでありますが、この辺の従来の考え方からすると地酒につきましては、銘柄で恐縮でありますけれども、銀嶺月山というふうな認識があるというふうに思っております。設楽酒造、それから月山酒造で市場に出回っているものというふうな考え方が地酒としては一般的だというふうな考え方から、銀嶺月山というふうなところをひとつの地酒というところで捉えていると思っておりますけれども、飲食店等におきまして、そういった考え方ということについては、確認をさせていただいているところでありますので、そういったことで考えていきたいと思っておりますけれども、なお詳細確認などもしていきながら進めていきたいというふうに考えております。

それから2番目でございます。持続化給付金の町の嵩上げ分、20%から50%、それからその方が50%を超えた場合などについてでございますが、議員ご指摘のとおりの内容でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

3点目であります。観光協会地域変動対策補助金474万5,000円でございますが、この内訳であります。474万5,000円、3つの内容に分かれております。

1つ目といたしましては、6月の議会の中でご承認をいただいた宿泊割引キャンペーンの関係であります。新型コロナ感染の影響が特に大きい観光業の内、特に宿泊業者にいち早く観光客を呼び戻したいというふうなところで議会第2回定例会におきまして宿泊割引キャンペーン実施に係る予算措置をいただいたところであります。現在具体的な進め方もしてございまして、7月10日から8月12日までの期間に町内宿泊施設をご利用いただいたお客さまに対しまして、町が観光協会を通しまして宿泊料の2,000円、事業者が1,000円を割引することで、合わせて3,000円の割引を行いまして、合わせて1,000円分のお土産代としまして、西川町プレミアム商品券を贈呈すると、こういったことをやりながら、早い段階で、6月19日に首都圏の移動も解除になったということもあまして、早い段階でお客さまを呼び戻し

たいというふうな取組みであります。

具体的にこの事業を進める段階におきまして、関係者との話し合いも行ってきたところでありますが、コロナの影響によりまして、一年の中でも特に大きな収入が見込める4月・5月期間において、宿泊客については皆無というふうな状況になっておりまして、収入もほとんどないというふうな状況で、特に宿泊業者につきましては非常に厳しい状況にあるということになっております。そういったことを考えた場合に事業所負担金につきましては1,000円ということではございますが、非常に厳しいというふうな考え方に再度立たせていただきまして、今回事業者が負担をお願いする1,000円分の割引につきましても、観光協会を通しまして町が支援すると、負担するというようなことで、観光宿泊関係者を支援したいと、なるべく早めの観光客の呼び戻し、これをやっていきたいというふうなことで、これに係る経費として185万3,000円、これを見込ませていただきました。

2つ目といたしましては、これも観光客の早期呼び戻しの関係でございますけども、呼び戻しに係る宣伝活動費を考えております。こちらも新型コロナ感染によりまして、観光の宿泊事業者、非常に厳しいということから、これからの観光シーズン、秋から冬にかけての観光広告費といたしまして、テレビCMの経費、あるいは観光誘客の動画作成経費、新聞広告費、SNSによる情報発信に係る経費などといったしまして、179万2,000円を見込ませていただいております。

合わせて3つ目ではありますが、現在環境省の補助事業10分の10の補助事業の中の国立公園等誘客推進事業の補助申請を行わせていただいております。まだちょっと採択につきましては、ちょっと件数が多くてなかなかまだ分かっていないというふうな状況がありますけども、こちらについても早い段階で観光客を呼び戻したいというふうなところから、観光協会として申請を行っておりまして、国立公園等誘客推進事業というふうな補助申請の内容であります。総額1,000万円の補助申請をしているところであります。但しこの補助対象経費に見込まれない部分もございまして、そのうち、消費税相当額でございますが、それに係る分、110万円、税だけじゃなくて若干その他の経費も入ってございまして、110万円分を見込んでおります。

今申し上げました3点を合わせまして観光協会地域変動対策補助金として474万5,000円を見込ませていただきたいというふうな内容になってございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

古澤議長 もう1点は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員の2点目のご質問、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、これの交付限度額、西川町の交付限度額のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

4月に精査決定いたしました新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策に基づきまして、4月30日の国の第1次補正では1兆円、それで6月12日の第2次補正では2兆円、合計3兆円という総額になるわけですが、その内、本町、西川町のほうに交付限度額というかたちで示されております額は、次の通りでございます。

第1次国の補正に伴います金額につきましては、6,360万円であります。第2次国の補正に伴います限度額につきましては、2億871万8,000円ということであります。合計いたしまして、2億7,231万8,000円の臨時交付金が内示、限度額として示されておるという状況でありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

加えて、ご質問にもありました、2次補正に伴います内容の詳細でありますけれども、事業継続、雇用維持等の対応分、これが2,593万円ほど、もうひとつの地域経済の活性化等への対応分、これが1億8,278万円ほどということになってございますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤（仁）議員） 商工観光課のほうの質問で、1点目なのですが、これ新聞にも出ていましたけど、何か「月山これよろ」とかっていうので、これよろってどういう意味なのか分からないのですが、それで何か新聞見ていると1,600人を見込んで、それを補助する3,000円。ですから前回の補正のときに550万円、ですから1,600、ちょっと越えるのでしょうか、その去年の割合を算定してはじいているのでしょうか、取りあえず1,600掛ける3,000円で3,480万、残りが宣伝費とかいろいろあるということだと思います。

今回これ足した一人1,000円分ということは、業者さんから補助をしてもらうのがちょっと厳しいということで、その1,000円分を今回また補正で足しましょうということだと思いますけど、例えば1,000円補助してもらうに、プレミアム券もある、全部で4,000円、お客さんにとっては負担が軽くなるわけですが、町で3,000円、事業所さんで1,000円というその1,000円が、例えば宿泊費が1万円のところと、例えば極端な話5,000円のところ

があった場合に、1万円の業者が1割、5,000円で泊められるところの業者は1,000円を負担すると2割の負担になるわけなので、そこでクレームがきたのかというふうに感じます。やっぱり、売上は上がっても2割負担しなきゃいけない、厳しい業者もいるのだろうというふうに思います。それは事前に打ち合わせはしたものの、最終的には何とかというふうな話になったのかなというふうに思います。それはそれでしょうがないとは思いますが、せっかくやるので、業者が全部潤うようにやっていただければなというふうには思います。この説明、間違いはないですね。

それと、今の交付金の限度額で、トータルで2億7,000万円くらいになるのですが、1次・2次・3次で、今までの補正予算コロナ関係で、だいたい1億、まあ昨日私ちょっと計算したので今説明聞いたのとちょっと数字が違うかもしれませんが、だいたい1億4,000万円くらい予算計上されているわけです、補正で。そうすると限度額を全部使えば、まだ5,6,000万円残っていると、申請は7月いっぱいと9月、2回に分けてやる、最終的には9月に実施計画を出して11月の頭くらいには承認がなって交付なるということだろうと思うのですが、まだ若干の余裕があるわけです。そうした場合に、前回私一般質問したときに、例えば避難用の間仕切りとか、ベッドとか、そういう図面を書いてちょっと総務課の危機管理係と、実際に避難所としてある生涯学習課のほうに置いてきました。簡単にサンプルなんかを見てざっくばらんに200万とか、それにベッドが1台2万円で100台すれば200万、200台すれば400万くらいかかる。あと医療用のテント、これは何か病院で最初検討したそうですが、今の状況で変わってきているわけなので、その検討は必要でないのかどうか。だいたい一番小さなものでも500万から600万かかる。今のふたつを合わせても1,000万くらいでできるというようなことで、そういうものを検討したのか、検討するに値しないのか。今後それを検討して、せっかくの交付金なのでそれを活用して備えとしてやっていくのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の用途等についての、検討について、お答えさせていただきます。

先ほど、本議案、第42号の議案の上程に際しまして、町長が提案理由の説明として申し上げました中にありましたように、現在、今後、さらに町といたしましては町内の町民生活、経済の状況等、これらをつぶさに調査をしながら、この臨時交付金を活用した対策、これを

いろいろ対応していくべく検討していきますと、いようなかたちで申し上げた通りでありまして、現在町といたしましては、ただ今佐藤議員のほうからもありました、大雨等に伴います災害時の避難所の資機材も含めまして、いわゆる感染予防の観点から、いわゆる3密を避けるための方策あるいは換気を良くするための方策、そういった観点から、さらには病院のいわゆる資機材の関係もございます。そして町民生活、町民経済、そういった面でさらに力を入れていかなければいけないようなところ、そういったところ全課あげまして現在検討しているところでございます。これらにつきまして、今後ある程度の整備がなって予算案と、補正予算案というようなかたちでまとまった段階で、議会の議員の皆さんのご審議を賜りたいというふうに考えておりますので、現在議員ご指摘の資機材等も含めながらこの臨時交付金、これらを活用して、今の段階で感染症予防のために、対策のために対応できるような方策を検討させていただいておるといことでご理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤（仁）議員） 感染予防に関しては、第2次補正のときの対象項目にまた新たに前回の100項目に足されて、医療関係とか感染予防ということで項目が6月に確か1回だかの第2次交付金に伴う事例集として出ていますので、対象になると思うので、必要ないものは買うことないと思ひますけども、もし今後のために、この災害が多い時期なので、ちょっと考えていただければ。医療用のテントも病院だけでなく災害現場なんかでも使えるわけですので、そこら辺は検討していただいて、必要なものはお願いしたい。

あともう1つだけ、今までは結構、観光、飲食、要するに第3次産業が主なわけですけど、第1次の農林業、あと第2次の製造、建設、電気、水道、ガス、こういうものが非常にこれから出てくると思ひますので、9月の実施計画締切り9月30日5時ですので、今から検討していただいて、その業者との打ち合わせも必要かと思ひますけれども、対策をよろしくお願いしたいなということで、終わります。

古澤議長 他、ございますか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤（光）議員） 持続化給付金のことです。

1,710万円ということで、私は町の嵩上げだと理解していました。でも荒木議員の質問で、今の課長の説明では、収入が20%から50%減った方に対して町としてさらに個人10万、法

人 20 万を出すという新しい施策なわけですね。ですから、今町民が非常に、そういう事業者の方は 50%以上収入が減れば持続化給付金は貰えると、ならない方は何も無いじゃないかってことで、非常に嘆いている方おられるわけです。非常に大事な施策なわけですね。こういうことが、荒木議員が質問しなければ私たちは分からなかったわけですね。ですからこういう非常に大事なことはきちんと、先ほど町長の説明でもありませんでしたから、ぜひしっかりと説明していただきたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回の提案説明につきまして、不足な部分があったということですが、改めて議員のご意見を尊重しまして、今後とも、説明の段階では更なる詳しい説明をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 他、ございますか。

4 番、菅野邦比克議員。

4 番（菅野議員） 今の話もちよっとダブるとは思いますけど、商工観光課の先ほど来ております、474 万 5,000 円の観光協会地域経済変動対策補助金、こう書かれて送られてきたわけですけど、これだけだと何がなんだか全然分からなくて、今日聞いてやっと先ほど質問があって 3 項目があったというふうなことですけども、これについても、やっぱりもうちょっと分かりやすいかたちで内容を書いていただくと、非常に我々も理解しやすいというふうに思っております。

これが、一般社団法人月山朝日観光協会のほうに資金が流れると思うのですけども、これは商工観光課のほうにまた金流れるのですか、それとも観光協会ですら事業なされるのでしょうか。ちょっとそこ、最初に。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 観光協会地域経済変動対策補助金 474 万 5,000 円でございますが、基本的に一般社団法人観光協会のほうに町が補助金として支出をして実施につきましては協会のほうでやっていこうというふうなことを考えてございます。

古澤議長 4 番、菅野邦比克議員。

4 番（菅野議員） 考えておりますっていうことは、まだ考えていないってことですね。一般社団ですということとこれから考えるっていうこと？ 社団法人ですらやるということ？

志田商工観光課長 そうです。

4番（菅野議員） そうしますと、この前の宿泊券もそうですけど、観光協会のほうには金はどんどんいくわけです。そうすると去年設立したときに、前も出たと思うのですが、一般社団法人で、こういう予算でこういう支払いがあってという予算があるはずなのですが、どんどん変わっていくということについては、前、佐藤議員が質問したと思うのですが、自分たちの自立でやっていくものというのがなくなるのではないかと思います。ですからその辺のけじめというか、月山朝日観光協会のでられるもの、ただ町ではどんどん流すのではなくて、もうちょっとその辺検討していただけないでしょうか。やれる業者があれば、そっちに回すとか、町内の業者もいろいろあると思いますので、ぜひその辺を協議していただけないでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 貴重なご意見として受け止めたいと思いますが、町からの補助金、事業ごとの補助金の考え方につきましては、業務委託というようなことにもなりますけども、実績報告に基づいて町としては補助金を出すというふうな仕組みで従来から取らせていただいておりますので、あくまでも一般社団法人の自立化というふうな部分とは直接的には関係ないのかということでは思っているところであります。具体的には、実質の業務につきましては我々職員も観光協会の兼務発令になってございまして、我々が関わりながら事業を実施するというふうな体制を取らせていただいているところであります。

なお、自立の関係につきましては、一般社団法人になったばかりでございまして、これから自主ツアーなども催行しながら、それに伴う手数料収入を見込み、将来的には自立させていきたいということについて総会で確認をし、法人化を取ってきたというふうなことがございますので、ご理解をお願いしたいというふうには思っております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野議員） 経営については商工観光課の職員と社団法人の方が兼務しておりますので、我々が見ると、誰がどういうふうに行っているのか全然分からない。職員同士が交流というか兼務していること自体もちょっと、一般社団法人ですので理解しづらい点というのはあるわけですが、できれば自立目指して今後やっていただければ、町民の皆さんから見てもはっきりするのではないかと。商工観光課の職員がいろいろやっているのだけど、事業は観光協会の事業、みたいな感じも結構見えますので、ここで兼務しているということも答弁あったわけですが、その辺のしっかりとした役割というか、それをぜひ今後検討して、事業

していただければありがたいというふうに思っております。以上です。

古澤議長 追加答弁、高橋副町長。

高橋副町長 確かに議員おっしゃるように、観光協会と町の商工観光行政、これにつきましては、本町は観光行政につきましては実施する部隊の役割としてその観光協会が発動しているわけでございます。これは今も変わりませんが、従来からその観光行政、町と観光協会の役割分担というものを検討してずっときておりまして、今は主に町で行うイベント等については町が行う。それから観光のポスター・パンフレット・PR・キャンペーン、そういうものについては観光協会で行うというふうになっております。

観光協会の自立を目指す、そういうことで社団法人化したわけですが、今後におきましてはやはり誘客を中心にして、その手数料で自立を目指していくというふうな方向で今進めている。これが大きな方向でございます。今回のいろんな観光協会に出す補助金につきましては、あくまでもコロナ感染症対策ということで、観光事業者に対する先取りをしてお客さまを呼び戻す、そういうところの観光事業者だけではやりきれない、そういう部分をコロナ対策として実施をしていくということでございますので、商工会につきましても同様の対応ということで、コロナ対策ということでしておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思っております。

なお議員がおっしゃったように、その観光協会と町との役割分担については、今後ともさらに検討をしてしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 他、ございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 42 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

古澤議長 日程第 8、報告第 5 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、を議題とし報告を求めます。

佐藤総務課長。

佐藤総務課長 報告第5号、損害賠償の額の決定についての専決処分につきまして、ご報告を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の、報告書をご覧くださいと存じます。

事故発生日時につきましては、令和2年4月9日正午であります。

事故発生場所につきましては、西川町大字沼山地内、町道沢口向中岫線であります。

相手方につきましては、株式会社石橋組であります。

原因・状況等につきましては、相手方の従業員が相手方所有の小型自動車で町道沢口向中岫線を走行中、対向車が県道から町道中央部に侵入してきたため、避けようとして路肩側に寄せた際に町道側溝が破損し、鉄筋が上方に出ていた所を跨って走行し、車輛のフェンダー3カ所、ナンバープレート1カ所、リアバンパー1カ所に傷がついたものであります。

事故の種類は物損。町の過失割合は100分の100。損害賠償の額につきましては、5万7,780円。これにつきましては、全額保険金で補填したものであります。

以上のとおり、ご報告を申し上げます。

---

#### 閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和2年西川町議会第3回臨時会を閉会します。

ご苦労様でございました。

〔閉会時刻 午前10時50分〕